

2026年4月24日

お客様各位

【輸入/再掲】ハウス B/L の出港前報告ご対応お願い

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

外国から日本への輸入海上コンテナに対しては、日本国税関より出港前報告制度（AFR）が義務付けられておりますこと、ご存じの通りです。

- ◆原則として船積港出港の24時間前までに、NACCSを通じて日本国税関へ積荷情報を報告義務あり。
- ◆出港前未報告に対するSPD（Suspend）または報告内容不備によるHLD（Hold）が日本国税関から発せられた場合、船卸港管轄税関から船卸許可を受けなければ日本での船卸不可。

ゴールデンウィークを前に、NVOCC様におかれましては積み地側ご担当者様へ今一度、ハウス B/L の出港前報告ご対応をご周知お願い申し上げます。

<ご参考>

財務省関税局・税関作成 NVOCC様向け出港前報告制度リーフレット（日本語/英語/中国語）

<https://drive.google.com/file/d/1NwDbgJKdIDYig6r9GhYr5KmfNL7C-3ss/view>

ハウス B/L に対して発せられた SPD または HLD が解除されず、税関からの船卸許可が確認できない限り、日本国内港での荷卸はできかねます。その場合はやむを得ず、発地に積戻しまたは他外国の港へ揚げ地変更ご対応となり、それに伴う諸費用は全額、日本側 NVOCC 様（荷受人様）に一旦ご請求申し上げますこととなります。

そのような事態を避けるため、ハウス B/L の出港前報告に改めてご協力をお願い申し上げます。

以上